

社会福祉法人新潟さくら会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新潟さくら会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事並びに評議員、評議員選任・解任委員会をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事並びに評議員、評議員選任・解任委員会が理事会又は評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、第4条1項の報酬を受けている場合には、これを支払わないものとする。また同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条2項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。

2 理事又は評議員が理事会又は評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会又は評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会又は評議員会、評議員選任・解任委員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年12月12日より適用する。

平成29年1月24日一部改正、平成29年4月1日より適用する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会・評議員会、評議員 選任・解任委員会出席報酬等	10,000 円	実 費

別表2（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000 円	実 費
理事・評議員業務報酬等	10,000 円	実 費
監事監査指導報酬等	10,000 円	実 費

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	20,000 円	15,000 円	実 費

(役員等報酬表)

号 俸	支 給 基 準 額
1 号俸	月額 50,000 円
2 号俸	月額 100,000 円
3 号俸	月額 150,000 円
4 号俸	月額 200,000 円
5 号俸	月額 250,000 円
6 号俸	月額 300,000 円
7 号俸	月額 350,000 円
8 号俸	月額 400,000 円
9 号俸	月額 450,000 円
10 号俸	月額 500,000 円
11 号俸	月額 550,000 円
12 号俸	月額 600,000 円
13 号俸	月額 650,000 円
14 号俸	月額 700,000 円
15 号俸	月額 750,000 円
16 号俸	月額 800,000 円
17 号俸	月額 850,000 円
18 号俸	月額 900,000 円
19 号俸	月額 950,000 円
20 号俸	月額 1,000,000 円